

耐震化事業利子助成のイメージ図

利子助成制度とは、私立学校施設の耐震化促進のため、国が学校法人の支払利息の一部に対して、補助金を交付する制度です。学校法人が私学事業団の融資を利用した場合、文部科学省から利子助成を受けることができます。

1. 耐震改築利子助成

対象事業	対象学校	利子助成率
取り壊しを伴う建替事業 旧耐震基準で建設された学校施設(S56年以前の建物)の建替え整備事業 ◆ 取り壊す建物のいずれか1つの階のIs値(Iw値)が0.7未満であること	大学院・大学・短大・高専・中等教育学校・高校・義務教育学校・中学校・小学校・特別支援学校	【Is値 0.3未満の場合】 ▶ 1～3年目 融資金利と同率 (実質無利子!) ▶ 4～20年目 融資金利-0.5%※
旧耐震基準の園舎建替えて耐震化促進のための補助金の対象となるもの [私立学校施設整備費補助金ほか]	幼稚園・認定こども園(幼保連携型・幼稚園型)	▶ 全借入期間 融資金利-0.5%※
築30年以上を経過した老朽施設の建替え整備事業	専修学校・各種学校	▶ 全借入期間 融資金利-0.5%※
	大学附属病院	▶ 10年間 融資金利-0.5%※

2. 耐震改修利子助成

対象事業	対象学校	利子助成率
耐震改修事業 防災(耐震)機能強化に係る補助金の対象となった改修事業(非構造部材を含む) (たとえば 耐震補強工事、 非構造部材の耐震対策)	大学院・大学・短大・高専・中等教育学校・高校・義務教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・認定こども園(幼保連携型・幼稚園型)・専修学校・各種学校	▶ 全借入期間 融資金利-0.5%※

- ※ 融資金利が0.5%以下の場合、利子助成は行われません(Is値 0.3未満の場合の1～3年目を除く)。
- ※ 利子助成率の上限は、大学等は2.1%、高校等は1.6%、専修学校・各種学校は0.5%です。
- ※ 融資金利は一般施設費(一般)の金利が適用されます(大学附属病院を除く)。